

〈論 説〉

埋もれたヒューマンライツ (その3)

——国内ヒューマンライツ機関はなぜできないのか？

戸 塚 悦 朗

埋もれたヒューマンライツ（その3） ——国内ヒューマンライツ機関はなぜできないのか？

戸 塚 悦 朗

55巻3号 目次

埋もれたヒューマンライツ（その1）——human rightsの誕生物語

（はじめに）

第1. 「ヒューマンライツ」と翻訳するメリットはなにか？

第2. ヒューマンライツに関する三つの視点

（1）歴史的視点

57巻1号目次

埋もれたヒューマンライツ（その2）——ヒューマンライツ実現への道を可視化する試み

（2）権利の内容の視点

（3）権利を実現するための手続きの視点

まとめ

エピローグ

第3. 憲法上の人権と国際法上のヒューマンライツは違う権利

憲法上の人権と国際法上のヒューマンライツは違う権利である。

その違いをはっきり認識することが重要である。それなのに、人権とヒューマンライツが混同され続け、とても切実な問題を起こしている。そのことを理解して欲しいと考えて、マスメディアに「ヒューマンライツ」という言葉を使ったエッセイを投稿した。幸い朝日新聞の「私の視点」欄¹に掲載されたので、以下で紹介したい。

1 戸塚悦朗「私の視点：外国人の権利侵害なくすため——ヒューマンライツ」

クルド人など外国人へのヘイトスピーチが横行している。今年、外国人の永住権を剥奪できる入管難民法「改悪」法案が国会を通過した。今や、司法が外国人の権利を擁護し、国民と外国人が共生できる日本を作ることが求められている。

問題は、最高裁のマクリーン判決（1978年）にある。日本の芸術を学ぼうと在留資格延長を求めた米国人英語教師マクリーン氏の要請を入管が拒否した。ベトナム反戦運動に参加した政治活動の故だった。その判断の取り消しを求めた裁判の一審では、彼が勝訴したが、控訴審で逆転。舞台は、最高裁に移った。

彼は、日本人だったら保障されたはずの表現の自由を行使したに過ぎなかったのだ。表現の自由など「国民」の権利を保障する憲法上の規定は、外国人の権利を明文で保障していない。最高裁は、国民への権利保障は外国人にも及ぶとの原則を認めたのに、結論は逆に、政治活動を理由に彼の夢を拒否したのだ。そのため、「(外国人は)煮て食おうと焼いて食おうと自由」(60年代の法務省入国管理局参事官の言葉)という古い考え方は変わらなかった。外国人差別は、今も続く。

79年に自由権と社会権の国際規約という条約を日本が批准し、状況が一変した。憲法（国内法）で保障される人権のほかに、国際法によって保障される「human rights」を日本が受け入れ、二重の権利保障体制ができたのだ。新しい権利なので、ヒューマンライツとあえてカタカナ表記する。ヒューマンライツは、人類の権利だから、国民だけではなく外国人の権利も明文で保障する。それ以後次々とヒューマンライツを保障する他の条約が批准されてきた。

憲法98条2項は、条約の順守を義務付けている。最高裁は、マク

ㄴ 実現を」2024年10月9日朝日新聞朝刊（13面）。

リーン判決から脱却し、憲法上の権利だけでなく、条約によるヒューマンライツの保障を確立すべきだ。

また、泉徳治弁護士（元最高裁判事）は条約違反も上告理由とする民事訴訟法の改正が必要だと力説する。上告理由に条約違反が入れば当然、最高裁が条約違反の主張に真剣に向き合う必要が出てくるからだ。すべての条約違反を上告理由とすると最高裁が忙しくなりすぎるなら、ヒューマンライツ条約の違反に絞ってもよい。

そのうえで、権利を侵害された個人が条約機関に直接訴えることのできる個人通報権を認め、ヒューマンライツ実現のための国内機関を設置する。そうすれば、外国人の権利侵害は劇的に減ることが期待できる。

（1）何が問題なのか？

上記「私の視点」の主張の最重要ポイントは、憲法による権利の定め方と、国際法による権利の定め方に違いがあることにある。規定が違うのだ。

日本国憲法は、基本的人権を保障した。しかし、その規定ぶりを見てみると、「国民の権利及び義務」を定める第3章のなかで、国民の権利を保障している。そして、憲法11条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と定めている。憲法上の権利の主体は、国民とされている。憲法21条1項が、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と定めているのも、国民に対する保障と考えるのが自然だ。

そう考えると、外国人の権利の保障が憲法の明文規定から抜け落ちてしまっていることが分かる。外国人が多数暮らすようになった最近の日本では、この欠落から様々な問題が起きる。そのような不都合にどう対応するのか？という課題に取り組む必要があるのだ。もちろん、国民に対する権

利の保障は、原則として外国人にも及ぶとするマクリーン判決の判断も重要だ。しかし、マクリーン判決では、最高裁は、その趣旨を徹底しなかった。そのことを、上記「私の視点」で述べたのである。

（２）二重の権利保障体制の時代

「私の視点」が「表現の自由など「国民」の権利を保障する憲法上の規定は、外国人の権利を明文で保障していない。」というのは、このような事情を説明したものである。それに対して、79年を境にして、外国人の権利保障に画期的な変化があったことを、筆者は以下のように述べたのである。

79年に自由権と社会権の国際規約という条約を日本が批准し、状況が一変した。憲法（国内法）で保障される人権のほかに、国際法によって保障される「human rights」を日本が受け入れ、二重の権利保障体制ができたのだ。新しい権利なので、ヒューマンライツとあえてカタカナ表記する。ヒューマンライツは、人類の権利だから、国民だけではなく外国人の権利も明文で保障する。

79年に国際規約という条約を日本が批准したことで、「状況が一変した」のだ。この段階で、二重の権利保障体制ができたことを、はっきりと認識できるかどうかが分かれ目になる。だから、筆者は、国際法によって保障される権利を定めた「human rights」規約の翻訳をヒューマンライツ規約とカタカナ表記することで、憲法上の人権とは違う権利であることを示し、二つの権利を明確に区別しようとしたのである。そのヒューマンライツを保障する自由権規約18条²は、国民も外国人も含む「すべての

2 自由権規約第十八条

（龍法 '25）57-4, 340（986）

者」に対して表現の自由（信念を表明する自由）を保障している。そこに憲法21条の人権の保障と国際法が保障するヒューマンライツの規定の仕方に違いがある。

（3）日本における法認識

憲法と国際法による二重の権利保障体制ができたことの画期性を明確に認識して欲しい。それができないと、ヒューマンライツ規約の批准の意義は、見えなくなってしまう。その違いを認識するためには、国際法上の「human rights」を憲法上の人権とは違う新しい日本語で表現することが必要である。そう考えて、筆者は、それをヒューマンライツという新しいカタカナ日本語によって表現しようとしている。

どうしたらこの状況の変化を目に見えるようにできるだろうか？このことを明確に認識できるようにするために、図を活用してみたい。

まず、79年以前の状況を以下の【図1】によってイメージしてみよう。

-
- 1 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。
 - 2 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。
 - 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。
 - 4 この規約の締約国は父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

●79年以前の状況【図1】

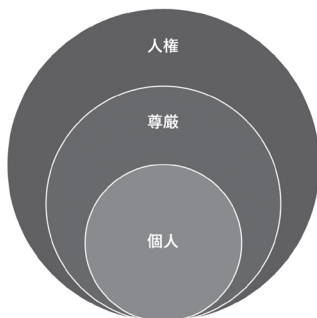
個人の尊厳を実現するために「人権」が必要というイメージ

★憲法が保障する権利⇒人権

★国際法が保障する権利⇒未批准のため、右図には含まれない。

Human rights

は日本にはまだない!!



79年に批准された国際規約が保障する新しい権利である「human rights」が日本で法的効力をもつようになった。ところが、この権利は、日本政府によって、人権という戦前から日本で使われていた日本語に翻訳されてしまった。そうすると、どうなるだろうか？そのイメージを図で示してみよう。

●79年以後の状況【図2】

個人の尊厳を実現するために「人権」が必要というイメージ

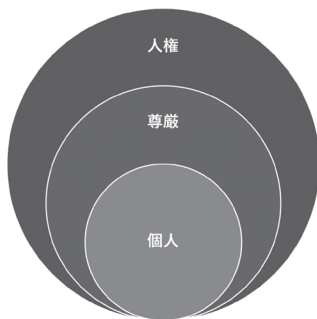
★憲法が保障する権利⇒人権

★国際法が保障する権利⇒人権

共に同じ「人権」と表記する場合のイメージ図は右の図のように見える

Human rights

は、不可視化される!!



79年以前の【図1】と79年以後の【図2】に現れている二つの状況には、イメージとしては、変化が全く見えない。残念ながら、今の日本の人々の認識はこのようなものとなっているのである。

新たに日本で法的効力をもつようになった国際法上の「human rights」に、憲法上の人権と同じ言葉をあてて人権と翻訳してしまった。そのために、せっかくの新しい権利であるヒューマンライツは、不可視化されてしまったのである。

これでは、79年以後の状況が国際規約の批准という画期的な事件によって一変したことの意味を認識することは困難になっている。

それではどうしたらよいのだろうか？

79年の国際規約批准以後の状況を、国内法上と国際法上の異なる権利による二重の保障が実現した新たな状況として表現するにはどうしたらよいだろうか？ 筆者は、【図3】のような認識の仕方が必要だと思う。これを見るなら、状況が一変したことを明確に認識できるだろう。

●ヒューマンライツという翻訳語を使った79年以後の状況【図3】

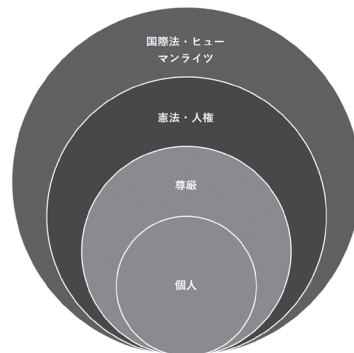
個人の尊厳を実現するには何が必要か？

今日の講演のイメージは？

★憲法上の権利＝人権
と

★国際法上の権利＝human
rights＝ヒューマンライツ
は違う

二つの異なる権利を、明確に区
別して認識することから始める
必要！



(4) 米国における法認識

「human rights」(ヒューマンライツ)は、1942年1月1日に米国で生まれた新しい法律用語である³。1942年以前の米国にも世界にも、この言葉は、法律用語としては存在しなかった。それは、米国で広く使われている法学辞典の第3版(1933年出版)を参照すると確認できる【図4】。

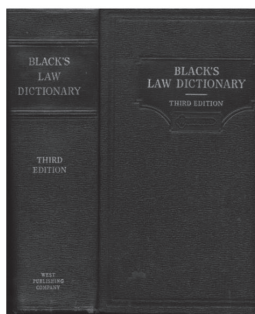
●1933年の米国法学辞典【図4】

Human rights とは？

**Black's Law Dictionary
/ by Henry Campbell
Black, 3rd ed. / by the
publisher's editorial
staff, St. Paul : West
Publishing, 1933**

東京大学総合図書館保存
書庫(末延文庫)

掲載がない！



[Black's Law Dictionary Third Edition: Black, Henry Campbell: Amazon.com: Books](https://www.amazon.com/Black-Henry-Campbell/dp/0314158646)

「human rights」は、1942年1月1日FDルーズベルトが米語で起草した連合国共同宣言によってはじめて国際的な法的文書として世界に登場したことは、すでに述べた⁴。

それ以前も以後も、米国憲法など国内法は個人の権利を保障していた。ところが、それは、米語では、「human rights」ではなく、「civil rights」と表現されていた【図5】。

3 戸塚悦朗「埋もれたヒューマンライツ(その1)——human rightsの誕生物語」龍谷法学55巻3号(2022年)、105-144頁。

4 前掲「埋もれたヒューマンライツ(その1)」。

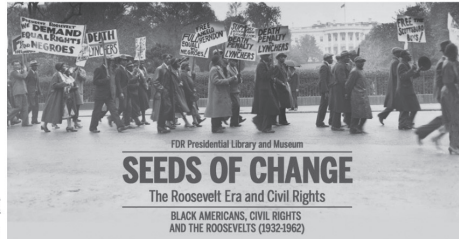
●米国国内法の権利【図5】

米国国内法の権利は？

Civil Rights

FDR Library

https://archives-209/3928,hs-sites.com/reminder-live-with-jeff-urbin-today-at-2pm-4?ecid=ACsprvs6HiOMsBaKjmslfdmKJ8C2ETPg5Ahg-xARJWEfeyUnbzHpLGfIpIQDXgy5fNJA4Ykn4



戦前（1937）の日本の憲法学者は、この「civil rights」を「人権」と呼んでいた⁵。【図6】

●1937年の日本の法律学辞典【図6】

人権とは？

岩波法律學小辭典 / 我妻榮, 橫田喜三郎, 宮澤俊義
編輯代表

岩波書店, 1937.11

601頁

東京大学総合図書館保存
書庫（末延文庫）

人權

(佛) droits de l'homme

人權宣言

- ・十八世紀末のアメリカ諸憲法以来、各国で自由主義的要請に基づき成文法で自由権（・・・）を宣言することが行われ、・・・一般に・・・又は「人権宣言」(Bill or Declaration of Rights)と呼ばれているが、・・・

だから、1942年に生まれた新しい米語の法律用語である「human

5 前掲「埋もれたヒューマンライツ（その1）」。

rights」に古い（1942年以前に日本で使われていた）言葉である人権（米国での「civil rights」）をあてて翻訳するのは適切ではない。日本の外務省が、1942年当時連合国共同宣言の「human rights」を「人類ノ権利」と翻訳したのは適切だった⁶【図7】。

●1942年聯合國共同宣言【図7】

外務省は1942年「人類の権利」と翻訳

「聯合國共同宣言」（1942年1月1日）について、日本政府（外務省）は、米国以外の在外公館を経由してその英文を入手し、翻訳し、1942年1月12日に條約集として編纂していた。

その中で、外務省は、human rightsを「人類ノ権利」と翻訳し、「人権」とは訳していなかった。

外務省條約局條約集第20輯第1巻 590「聯合國共同宣言」（1942年）。

<https://www.iacar.archives.go.jp/ai/metadata/histPhoto?LANG=default&BID=F2019011817370817588&ID=M2019011817370917592&REFCODE=B19010292000>

2022年12月30日閲覧。



今でも米国では、国内法（at home）上の権利は「civil rights」（つまり「人権」）と表記されているし、国際法（internationally）上の権利は、人権ではなく、「human rights」（ヒューマンライツ）と明確に区別して表記されている。つまり、米国の人々は、【図3】と同じような法認識を持っているのである。

【図8】は、現在のFDルーズベルト図書館のHPからの情報だが、その区別が明確に示されている⁷。米語で「human rights」と表記する場合は、

6 戸塚悦朗「埋もれたヒューマンライツ（その2）——ヒューマンライツ実現への道を可視化する試み」龍谷法学57巻1号（2024年）、127-173頁。

7 【図8】には、FDRライブラリーによって、“…that profoundly impacted civil rights at home and human rights internationally. …” という文章が記載されている。

この権利は国内法上の概念ではなく、国際法上の法的概念であることを押さえておかなければならない。

●FDルーズベルト図書館から【図8】

FDRライブラリー からの情報

FDR Presidential Library
<fdrlibrary.eneews@nara.gov>
To: etsuro@jcom.zaq.ne.jp;
2024/03/22 03:32

Civil rights at home

Human rights
internationally

Seeds Of Change: Eleanor Roosevelt and the Movement

Wednesday, March 27
2pm ET

YouTube
Facebook

By engaging with the African American community in a way the President would not, Eleanor Roosevelt helped bring Black voices into the White House and the Administration is wary that profoundly impacted civil rights at home and human rights internationally. This segment of the FDR Library's *Seeds of Change* series introduces Mrs. Roosevelt's role in the movement.



（5）ヒューマンライツを実現する道

ヒューマンライツを実現するためには、どうすべきなのか？その道について、「私の視点」で筆者は次のような提案をした。

憲法98条2項は、条約の順守を義務付けている。最高裁は、マクリーン判決から脱却し、憲法上の権利だけでなく、条約によるヒューマンライツの保障を確立すべきだ。

また、泉徳治弁護士（元最高裁判事）は条約違反も上告理由とする民事訴訟法の改正が必要だと力説する。上告理由に条約違反が入れば当然、最高裁が条約違反の主張に真剣に向き合う必要が出てくるからだ。すべての条約違反を上告理由とすると最高裁が忙しくなりすぎるなら、ヒューマンライツ条約の違反に絞ってもよい。

そのうえで、権利を侵害された個人が条約機関に直接訴えることのできる個人通報権を認め、ヒューマンライツ実現のための国内機関を設置する。そうすれば、外国人の権利侵害は劇的に減ることが期待できる。

最後に、「ヒューマンライツ実現のための国内機関」を設置する提案をした。

だが、実際にはこれがなかなか実現しないのである。それは、なぜなのであろうか？原因がわからないと、対策を立てることができない。筆者は、その原因は、「human rights」を「人権」と翻訳してしまったために、日本の私たちの思考が混乱してしまったからではないかと思うにいった⁸。この翻訳のために、「ヒューマンライツ」が埋もれてしまったのだ。新しい国際法上の権利である「human rights」を、戦前から使われていた憲法など国内法の権利を表す「人権」という言葉に翻訳してしまった。そのために、折角の新しい「ヒューマンライツ」が、古い「人権」という言葉に埋没してしまったのだ。そのために、私たち日本の法律家の思考も議論も錯綜してしまったのである。

上にあげた【図1】、【図2】、【図3】を比較し、じっくり考えて頂ければ、問題の所在があきらかになるだろう。

原因がわかったら、そこから論議を立て直す必要がある。

第4. ヒューマンライツを実現する国内機関が実現しない理由

後述するが、国内機関を設立する立法の試みは三度あった⁹。しかし、二つの政府法案と一つの議員立法の提案は、国際的な基準を満たさなかつ

8 戸塚悦朗『外国人のヒューマンライツ』日本評論社（2023年）、1-184頁。

9 後述の国会図書館調査室小笠原美喜氏による短報参照。

たり、政権交代があったりしたこともあって、立法されなかった。ところが、これらの立法の提案の過程では、最大の問題点であるはずのヒューマンライツの不可視化は検討されてこなかった。

ヒューマンライツの不可視化は、何をもたらしただろうか？

国内機関に何が求められているのか？という最も重要な視点がよく見えないままに立法の提案がなされるという事態を招いたのである。ここにこそ、国内機関が実現しない根本原因があると思われる。

（1）国内機関には何が求められているのか？

まずは国内機関とは何かを知るために、その発展の歴史を知ることから始め、次に国内機関に国連総会が何を求めているかに関するパリ原則を検討してみたい。

くり返すが、日本では一般的に、「human rights」が「人権」と翻訳されている。しかし、筆者は、上記した通り、これを「ヒューマンライツ」と翻訳することを推奨している。そのことによって、異なる権利である憲法上の権利（人権）と国際法上の権利（ヒューマンライツ）を明確に区別して認識することができるからである。本論文では、「human rights」を「ヒューマンライツ」とカタカナの日本語に翻訳していることをお断りしておく。

★国内機関の発展小史

●概要

諸国の国内機関が参加して設立された国際機構としては、GANHRI（国内ヒューマンライツ機関のグローバル・アライアンス）がある。そのウェブサイトから、国内機関が発展してきた簡略な歴史¹⁰を見てみたい。

10 NHRIs <https://ganhri.org/history-of-ganhri-and-nhris/> 2024年11月11日閲覧

国内ヒューマンライツ機関（NHRIs）は、1946年以来、ヒューマンライツの促進と保護の担い手として国際レベルで認められてきた。その後の30年間を通じて、国連とその関連組織の一部は、ヒューマンライツの促進と保護のための手段としての国内機関の実現可能性に関する一連の報告書を作成した。これらの報告書は、1991年にパリで開催された「ヒューマンライツの促進と保護のための国内機関に関する国連国際ワークショップ」で最高潮に達した。このワークショップは、1993年に国連総会で採択された「パリ原則」として知られる指導原則の起草につながった。

NHRIsは、以前はヒューマンライツの促進と保護のための機関の国際調整委員会（ICC）として知られていた。チュニスで第2回国際ワークショップを開催したとき、NHHRsは、国内ヒューマンライツ機関のグローバル・アライアンス（GANHRI）を設立することを決定した。それ以来、国連総会はNHRIsの強化を求める多数の決議を採択してきた。

●GANHRIの歴史

NHRIsは、1993年12月13日にチュニジアのチュニスで開催された国際ワークショップで、今日では国内ヒューマンライツ機関のグローバル・アライアンスとして知られる国内ヒューマンライツ機関のグローバル・ネットワークの基礎を築いた。

その発展の経過は、おおよそ以下のとおりである。

1946年、国連経済社会理事会は、ヒューマンライツの普遍的宣言（UDHR）が「すべての人々とすべての国のための共通の達成基準」となる2年前に、国内機関の問題を検討した。加盟国は、情報グループまたは国内のヒューマンライツ委員会の設立を検討するよう求められた。

1978年、ヒューマンライツ委員会はセミナーを開催し、その結果、機関の構造と機能に関するガイドラインの草案が作成された。その後、ヒューマンライツ委員会と国連総会はガイドラインを承認した。総会は、これら（龍法 '25）57-4, 350（1996）

の機関がまだ存在していない場合には、これらの機関を設立するための適切な措置を講じるよう各国に要請し、事務総長に対し、NHRIsに関する詳細な報告書を提出するよう要請した。

1991年、ヒューマンライツの促進と保護のための国内機関に関する最初の国際ワークショップがパリで開催された。主要な成果は、国内機関の地位に関するパリ原則であった。

1993年のウィーン国連世界ヒューマンライツ会議以来、パリ原則は、機関の正当性と信頼性のテストとして広く受け入れられている。パリ原則に合致する独立した多元的なNHRIsを設立し、強化することの重要性は、その後、国連総会とヒューマンライツ理事会のさまざまな決議で再確認されている。

その後、ヒューマンライツの促進と保護のための国内機関の国際調整委員会（ICC）が設立された。

●組織名の変更

2016年3月、ICC総会は、組織の名称を「ヒューマンライツの促進と保護のための国内機関の国際調整委員会」から「国内ヒューマンライツ機関のグローバル・アライアンス（GANHRI）」に変更することを承認した。

2022年以降今日（2023年当時）、GANHRI（国内ヒューマンライツ機関のグローバル・アライアンス）は、世界中のすべての地域から115を超えるNHRIsを結集し、ヒューマンライツの促進と保護においてリーダーシップと支援を提供している。

●メンバー紹介¹¹

2024年9月現在、GANHRIは118のメンバーで構成されており、90の

11 GANHRI membership <https://ganhri.org/membership/> 2024年11月11日
閲覧

「A」ステータスNHRIと28の「B」ステータスNHRIがある。

国連パリ原則およびGANHRI規程に従い、GANHRIは以下の認定分類を使用している。

- A. パリ原則に完全に準拠していること。
- B. パリ原則に部分的に準拠していること。

●アジア太平洋のメンバー

アフガニスタン（2022年7月停止）、オーストラリア、バーレーン、バングラデシュ、フィジー、インド、インドネシア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、キルギスタン、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー（2023年10月－認定資格の解除勧告）、ネパール、ニュージーランド、オマーン、パキスタン、パレスチナ、フィリピン、カタール、韓国、サモア、スリランカ、タジキスタン、タイ、東ティモール、ウズベキスタン。

●歴史研究から明らかになったことは何か？

ここまで、GANHRIのウェブサイト（英語）から国内機関の発展小史を見てきた。その中で明確になったことがある。国内機関は、最初から今日まで「ヒューマンライツの促進と保護の担い手」として国連によって育成され、発展してきたことである。

念のためくりかえすが、ここで、ヒューマンライツは、各国の憲法など国内法によって保障されている人権という権利のことではなく、国連憲章以下の国際法によって保障されている「human rights」という権利の翻訳語として筆者が使っているカタカナ日本語の用語である。

以上の検討から明らかなことは、国内機関は、国際法上の「ヒューマンライツ」実現に特化された機関であって、国内法上の「人権」機関とは異なる機関であることだ。上記【図3】の認識を前提にしているのである。この点をしっかりと確認する必要がある。

日本政府・法務省は、法律学者も日弁連を含む日本のNGOも巻き込んで、日本における法認識を混乱させてきた。日本の一般的な法認識の仕方は、上記【図2】のような認識にこり固まってしまった。

そのため、日本では、国内機関は、憲法上の権利（人権）も国際法上の権利（実は「ヒューマンライツ」なのだが、これも「人権」と翻訳されているので前者と区別がつかない）も含めて、ともにあわせて（一緒くたにして）実現する機関が国内機関だと認識されているのではないか？この点に認識の混乱があるにもかかわらず、これまでのところきちんと整理されていない。

そのために、日本政府は、国内機関をパリ原則（以下で検討する）に合致した国際法上の権利であるヒューマンライツを実現する使命を帯びた制度、すなわち国際法の国内実施に特化した国内機関を考案し、設計することができなかったのである。

以上のGANHRIの発展の経過は、経済社会理事会の初期の活動から始まっている。パリ原則は、国連憲章上の手続のなかで発展し、1993年12月20日日本政府を含めた全国連加盟国に対してその実現を求める総会決議（48/134）として採択された。その法的な根拠は、国際法上の大きな枠組みで考えると、国連憲章にもとづく手続に属する。

日本が1979年に批准した社会権と自由権に関する二つの国際規約などヒューマンライツ条約機関は、条約上の手続機構に属する。国内機関は、国連憲章上の手続を根拠として発展してきた。だが、ヒューマンライツ条約機関も、国内機関の設置を諸国に勧告してきた。日本に対しても、ヒューマンライツを実現するための国内機関の設置については、国連憲章上の手続でも、ヒューマンライツ条約機関の手続でも、数限りないほど多くの設置勧告が積み重ねられてきていることを忘れてはならない。ところが、日本では、これらの国連勧告の翻訳でも、「human rights」が「人権」と翻訳されているので、日本の人々にはそれらの勧告の真意が全く理

解されていない。

★パリ原則をどのように理解すべきか？

今日では、国内機関を創設するための基本原則は、パリ原則によるべきことは、上記の歴史の検討から明らかである。

それでは、パリ原則とは具体的にはどのようなものなのであろうか？

国連ヒューマンライツ高等弁務官のウェブサイトから調べてみた結果（英文）を【資料1】として末尾に添付した。

●Principles relating to the Status of National Institutions (The Paris Principles) ADOPTED 20 December 1993 BY General Assembly resolution 48/134.

がそれである。1993年12月20日の国連総会決議（48/134）国内機関の地位に関する原則（パリ原則）と翻訳できる。その内容だが、冒頭の部分がすべてを語っているように思う。

Competence and responsibilities

1. A national institution shall be vested with competence to promote and protect human rights.

「権限及び責務」に関するこの部分をどう翻訳するかが運命の分かれ道になる。筆者は以下のように翻訳した。

「権限及び責務」

1. 国内機関は、ヒューマンライツを促進し保護する権限を与えられねばならない。

この定めは、国内機関が何のための機関かを端的に定めている。国内機関は、「civil rights」（人権）を実現するための機関ではなく¹²、「human rights」（新しい用語であって、国際法によって保障される個人の権利（人類の権利）であって、筆者は「ヒューマンライツ」と翻訳することを推奨している）を促進し保護する権限を与えられねばならないのである。

ここでは、①「human rights」をなんと翻訳するか？が決定的に重要である。②この権利、すなわち、「ヒューマンライツ」は、憲法など国内法によって保障される「人権」とは本質的に異なり、国連憲章以下の国際法によって保障される新しい権利である。「ヒューマンライツ」の実現の制度は、（国内法によって設置されている）憲法上の「人権」を実現する制度とは異なる。

パリ原則による国内機関は、その基本的な制度だが、国内でヒューマンライツを実現するために特化した機関である。なお、もう一つの重要な「ヒューマンライツ」実現の制度としては、個人通報権の保障（条約機関に対する被害者個人による通報のための国際手続）があるが、後者については、ここでは詳述しない。

（2）日本における国内機関立案の迷走

日本において国内機関立案が迷走してきた。その原因は、敗戦直後に始まっている。その端緒は、敗戦直後に日本と連合国占領軍との関係で生じた「human rights」問題から始まっている。

★人権とヒューマンライツをめぐる戦後の状況

ポツダム宣言第十項にあった「human rights」の翻訳の問題について

12 日本では、一般に「human rights」を人権と翻訳するので、憲法上の「人権」と区別がつかず、混然一体とした理解がされる。上記【図2】を参照されたい。

は、すでに述べた¹³。外務省は、「human rights」を1942年1月1日連合国共同宣言については「人類ノ権利」と翻訳していたのに、ポツダム宣言を翻訳した1945年7月には、これを「人權」と翻訳してしまった。

●占領下の日本とhuman rights

日本政府の憲法改正草案（松本案）は、占領軍の連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）によって拒否され、GHQ草案が1946年2月13日に日本政府に提示された¹⁴。

憲法改正のためのGHQ草案¹⁵は、以下のように書いていた。

CHAPTER III Rights and Duties of the People

Article IX The people of Japan are entitled to the enjoyment without interference of all fundamental human rights.

13 ポツダム宣言の翻訳については、前掲「埋もれたヒューマンライツ（その1）」参照。

14 国立国会図書館「日本国憲法の誕生 資料と解説 3-15 GHQ草案1946年2月13日」

<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/076shoshi.html> 2024年12月16日閲覧。

15 GHQ民政局内で書き上げられた憲法草案は、2月10日夜、マッカーサーのもとに提出された。マッカーサーは、局内で対立のあった、基本的人権を制限又は廃棄する憲法改正を禁止する規定の削除を指示した上で、この草案を基本的に了承した。その後、最終的な調整作業を経て、GHQ草案は12日に完成し、マッカーサーの承認を経て、翌13日、日本政府に提示されることになった。日本政府は、22日の閣議においてGHQ草案の事実上の受け入れを決定し、26日の閣議においてGHQ草案に沿った新しい憲法草案を起草することを決定した。なお、GHQ草案全文の仮訳が閣僚に配布されたのは、25日の臨時閣議の席であった。

前注の続き https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/076a_e/076a_e008l.html 2024年12月16日閲覧。

GHQの憲法草案は、「civil rights」（戦前の法学辞典では人権に相当する米語）と書いていなかったことに留意すべきである。

「human rights」は、1942年1月1日連合国共同宣言に起源を持ち、国連憲章（1945年6月26日採択）によって国際条約（国際法）に取り入れられることになった。この人類の権利である「human rights」を連合国軍最高司令官が占領下の日本に実施しようとしたものと解釈できる。国際法の国内実施の事例の一つと考えられる。

GHQによって提示された憲法草案の日本語訳¹⁶は、以下の通りだった。

第三章 人民ノ権利及義務

第九条 日本國ノ人民ハ何等ノ干渉ヲ受クルコト無ク一切ノ基本的人權を享有スル權利ヲ有ス

ここでは、日本政府は、これを「人権」と翻訳したのである。

これが、閣議決定、国会審議を経て、天皇によって公布され、日本国憲法の第三章「国民の権利義務」に定められた人権の起源になった。

●宮沢学説の影響

神権天皇制を原理とした明治憲法から国民主権へ「国体」の変更を行う憲法改正は不可能という説に対して、この間の経過を「革命」によって説明したのは、戦後憲法学の第一人者であった宮沢俊義東京大学教授だった。その宮沢俊義教授は、『人権宣言集』¹⁷の中で、次のように述べている。

16 国立国会図書館資料「日本國憲法」より法制局長官による翻訳
https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/076/076_005r.html 2026年12月16日閲覧。

17 宮沢俊義「人権宣言概説」高木・末延・宮沢編『人権宣言集』岩波書店（岩波文庫）（1957年）、17-31頁。

現在世界の諸国のほとんどすべては、成文憲法を持っており、ふつうに憲法というときは、成文憲法を意味することが多いが、その成文憲法には、権利宣言（又は、人権宣言）と呼ぶことのできる部分があり、たいいてい含まれている。ここでいう権利宣言（Declaration of Rights）は、あるいは、権利章典（Bill of Rights）ともよばれる。それは、人間又は国民の各種の自由または権利を宣言し、憲法はそれらを特に尊重し、それらを保障する旨を定める諸規定の一群である。

……

この本では、人権宣言という呼び名が、世間で一般に親しまれている事情にかんがみ、権利宣言または権利章典をひろく人権宣言と呼んでいる。

宮沢教授の「人権宣言」についてのこのような見方は、戦後形成されたものではない。宮沢教授は、戦前・戦中に出版された著作を通じて、このような「人権」あるいは「人権宣言」に関する学説を公表していたのであって、一貫した見方である。たとえば、【図6】で紹介した1937年の岩波法律学小辞典の「人権」の説明は、宮沢教授らによって書かれたものであるが、その趣旨は、戦後の宮沢教授による上記「人権」の説明と同旨である。また、前掲『人権宣言集』に収載されている多数の「人権宣言」を、その目次を一覧して注意深く見てみると、ほとんどすべてが諸国の憲法の「人権宣言」であることが分かる。

ただ一つの例外で、異質な文書は、国際法文書である Universal Declaration of Human Rights (UDHR) である（同書目次44）。これについては、高野雄一教授（国際法専攻）が「世界人権宣言」として解説¹⁸を

18 高野雄一「世界人権宣言」高木・末延・宮沢編『人権宣言集』岩波書店（岩波文庫）（1957年）、398-408頁。

執筆している。

ところで、宮沢教授（憲法学専攻）も、国連憲章上の「human rights」も、UDHRの「human rights」もすべてを「人権」と翻訳し、UDHRを「世界人権宣言」と翻訳してしまった¹⁹。このように、日本の国際法学者も、憲法学者も、憲法上の権利である「人権」と区別することなく、国際法上の権利である「human rights」を前者と同じ日本語である「人権」と翻訳してしまったところに問題があった。憲法上の権利と国際法上の権利は、異なる権利であるにも関わらず、結局同じ「人権」と表記され、そのため一般におなじ権利と受け止められてしまう土壌が日本において作りあげられてしまったのである。

これが、日本における「human rights」理解の混乱を招いた原点だったのかもしれない。

宮沢教授から直接教えた多くの憲法学者も法学生（筆者もその一人として同書を副読本として同教授から憲法学を学んだ）も、【図2】のような混乱した法認識を持つようになったのは、無理もなかったと思う。

そうして、日本の法学者も法学生も、【図3】のように、国際法上の「human rights」（ヒューマンライツ）を憲法上の「人権」とは違う権利として区別し、正確に認識することができなくなったのである。

●1979年以後の日本の状況

事態がより一層深刻になったのは、日本が1979年に自由権と社会権の二つの国際ヒューマンライツ規約を批准してから以後であった。1948年のUDHRは、国連総会決議による宣言であって法的拘束力をもたなかったが、批准により両国際規約は日本を国際法上法的に拘束するようになったので

19 前掲宮沢「人権宣言概説」、26-28頁。宮沢教授から憲法学を学んだ筆者も、UDHRを「世界人権宣言」と訳してきた。しかし、今では、「ヒューマンライツの普遍的宣言」と翻訳すべきだと考えている。

ある。日本国は、批准済み国際条約として国際法上拘束されるだけでなく、憲法98条2項によって国内法上も国際法の順守義務を負うことになった。法的義務を果たさなければならないという点で、対応を迫られることになったのである。事態は、「待ったなし」の状況にまで日本を追い詰めるようになった。

第一に、当時の日本の社会状況だが、部落民差別問題など国内法上憲法が保障する権利を侵害する構造的な問題が大きな社会問題として認識されるようになっており、立法措置が必要となっていた²⁰。この問題は、戦前の日本社会から継続する極めて深刻な問題であった。

第二に、他方、前述したように1979年の国際ヒューマンライツ規約批准以来の新たな状況が到来したばかりか、国連総会からも、ヒューマンライツ条約機関からも国内機関を設置すべきとする国際的な勧告が日本政府に対して繰り返し出されるようになってきた²¹。すでに、日本が国連加盟を許されるより以前から、諸国は国連憲章上の手続のなかで継続的に国内機関の設置を勧告されていたことは上記した。パリ原則はそのうち最も重要な勧告（1993年国連総会決議）であった。これは、国際法（国連憲章上の手続）を通じて、日本を含む諸国に対して、ヒューマンライツと言う国際法上の権利を国内実施し、保障することを求めた国際勧告だった。

これら内外の状況を見るだけでも、戦後、憲法上の人権を保障しようとして設置された既存の法務省人権擁護機関²²だけではこれらの問題に実効的に対応できなくなっていたことはよくわかるであろう。

これら二つの問題は、尊厳を持つ個人の権利をどのように実現するかという課題についての、国内法と国際法の二重の保障制度の問題にかかわる。

20 部落民差別問題については、部落解放・人権研究所による紀要『部落解放研究』、月刊『ヒューマンライツ』など多数の文献がある。

21 後述の国会図書館調査室小笠原美喜氏による短報参照。

22 法務省の人権擁護機関

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken120.html> 2024年11月8日閲覧

その関係は、歴史的に変化してきているのだが、前掲【図1】、【図2】、【図3】が示す3つのイメージの比較から理解できるであろう。

ところが、日本政府・法務省には、この二重の権利保障のイメージ【図3】のような認識が全く理解できなかった。そのことから、混乱が起きたのだと思われる。この混乱が何を起こしたか、その現れ方を探求する必要がある。

●人権擁護施策推進法（1996年）の混乱

それは、人権擁護施策推進法（1996年）²³にも表れていた。同法によって設置された人権擁護推進審議会の審議経過からもその混乱を見て取ることができる。

問題を3点あげておきたい。

第1の問題は、上記国内問題（部落民差別問題等の諸問題）は古くからある日本の国内的課題だった。もう一つは、それとは性質が全く異なる戦後の国際法上の権利であるヒューマンライツを国内的に実施しなければならないという課題だった。後者は、国際法の国内実施の問題、すなわちグローバルな国際法上の課題（パリ原則及び条約機関からの勧告）だった。日本政府・法務省は、これらの二つ課題を同時に一つの法律によって解決しようとした。そこに根本的な誤りがあった。

第2の問題は、日本政府は、この異なる二つの問題に対応するに際して、問題を「人権」という一つの言葉によってくくって表記し、その認識のもとに問題を解決しようとしてきた。それは、人権擁護施策推進法という法律のタイトルからも理解できるであろう。そのために、これら次元の異なる二つの問題を、あたかも一つの同じ問題であるかのように見誤ってし

23 人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）（失効：平成14年3月25日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370548.htm 2024年11月19日閲覧。

まったのである。不適当な翻訳の故に、日本政府の政策立案過程に大混乱が生じたと思われる。しかし、未だにその点の反省がなされていないところに悲劇がある。

第3の問題は、この混乱（1996年）から始まり、今（2024年）になっても、未だに日本は国内機関を創設できていないことに注目すべきである。その原因を究明する必要がある。筆者から見ると、法認識の混乱故に、日本は未だに国内機関を創設できないと思われるのである。

それにもかかわらず、その原因が日本では全く検討されてこなかった。

●人権擁護施策推進法（1996年）による課題設定の誤り

同法第1条（目的）は、以下のように課題を定めた。

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。

この第1条をどう読み解くかが、重要である。

まず、「この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状」という課題の認識に注目して見よう。抽象的な表現だが、この部分が上記した部落民差別問題等についての問題提起であることは、日本社会の市民運動の当時の状況を知る人たちには容易に理解できるであろう。日本国内で最大の市民・社会運動が求める要求に応えようとしてなされた立法であることが読み取れる。

それに続く「その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ」という部分を、付けたりのように読む人もあるかも知れない。実際、「その他」以下の条文の文言上は、この法律の主要課題ではなく、重要ではあるが参考にするべき間接的な事情とも読める。しかし、筆者らのように、長年国際法による権利保障制度の実現をとなえてきた国連NGO関係者が読めば、上記したように国連機関が国内機関の創設を勧告してきた経過を「内外の情勢」という表現から推測することができる。

つまり、同法の第1条は、課題設定として、部落民差別等の国内問題を主要な課題とし、他方国連勧告などの問題をもその解決のための重要な参考事情として取り上げるという二重の課題設定をしていると読めるのである。もし、第1条の主課題の一つとして国連勧告への対応を検討すべきとされているとするなら、それは、憲法98条2項の国際法遵守義務を念頭に置いていることになる。これは同法第2条と統一的に読む必要があるが、上記のように「内外の情勢」を書き込んだことにより、課題が錯綜し、混乱が起きたのだと思われる。

それでは、何をするのか？という課題については、第1条の後半は、「人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。」と言っている。つまり、「人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにする」ことから始める。そのうえで、その責務に基づいて、「必要な体制を整備」と言う。つまり、国の機関として新しい制度を設計することが課題になる。この段階では、具体的な制度の形は明らかではない。

しかし、審議会答申後の立法の骨子を念頭に置いて書かれていると思われる。法務省は、少なくとも、国際的に承認されるような国内機関の設立をゴールとして考えていたのではないだろうか？だからこそ、「内外の情勢」を検討するとしたのであろう。

そして、最終的には、「もって人権の擁護に資することを目的とする。」という目的を掲げている。

問題は、「人権」という用語が、5か所出てくることである。

しかし、この5つの「人権」という用語が、国内法である憲法上の「人権」を言うのか？それとも国際法上の「ヒューマンライツ」を言うのか？が明らかでない。同法の立法作業を担当した法務省の担当官も、立法をした国会議員も、この区別を意識的にはしてはいなかったであろう。おそらくは、【図2】に現れているように、国内法も国際法も混然一体とした認識にもとづいて書かれたものと推測できる。

直接的には、「内外の情勢」を書き込んだことにより、パリ原則等の国際法上のヒューマンライツ実現の課題までも検討せざるを得なくなって、混乱が起き、それが最後まで尾を引いたのではないだろうか。

だからこそ、同法は、部落民差別等の問題への解決を目的とする課題（国内法上の差別問題に対応できる立法を求める「人権」問題）と、あわせてパリ原則等国連からの勧告（国際法上の「ヒューマンライツ」実現の問題）にも対応するという全く性質が異なる課題を同じ法律によって一挙に解決しようとする誤りをおかしたのである。結局、最終的な立法に失敗し、二つの課題のいずれにも対応できなかった。

同法第2条（国の責務）は、以下のように定めていた。

国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有する。

第2条の前半では、「国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障す

る日本国憲法の理念にのっとり」とされていて、この部分の「人権」は、憲法上の「人権」を指すことは間違いない。したがって、これに続く、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策」と「並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」との二つの施策に関して、使われている二つの「人権」という言葉も、それぞれ憲法上の「人権」だと考えられる。国は、これら二つの施策を「推進する責務を有する」というのは、国内法である憲法上の人権（憲法第3章国民の権利及び義務）を実現する責務を言うのと解釈できる。第2条と第1条を統一的に読むと、上記した第1条の「内外の事情」（国際法上の権利及び義務に関わる）への対応を組み込むことは場違いであって、むしろ一切課題としない方が混乱を避けることができ、より適切であったのかも知れなかった。

同法第3条（人権擁護推進審議会の設置）²⁴と第4条（人権擁護推進審議会の組織等）²⁵により、人権擁護推進審議会が設置された。

24 同法第3条（人権擁護推進審議会の設置）は、以下のように定めた。

法務省に、人権擁護推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

審議会は、法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を、法務大臣の諮問に応じ、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項を調査審議する。

審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣に意見を述べることができる。

25 同法第4条（人権擁護推進審議会の組織等）は、以下のように定めた。

審議会は、委員20人以内で組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

委員は、非常勤とする。

審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代

問題点は、主務官庁が法務省だったことである。だから、審議会委員20名も法務大臣によって任命された。取り組むべき課題が、部落民差別問題等国内法である憲法上の人権（憲法第3章）問題だけであれば、法務省が担当官庁であっても問題はなかったであろう。

しかし、上記のように、国連総会が決議で採択したパリ原則の実施など「内外の事情」の検討をも課題に含むとされていたのであるから、主務官庁を法務省としたことには問題があった。後者は、国際法の国内実施の問題であって、憲法第98条第2項（国際法の遵守）が規律するのである、そうであれば、外務省も関与する必要があったはずである。しかし、同法の条文上は、外務大臣が関与する余地はなかった。そのような事情を考慮すれば、主務官庁を内閣府とすることもあり得たであろう。

何よりも、前記したように、部落民差別問題等の憲法上の人権問題と国際法によって保障されるヒューマンライツの国内実施の問題とは次元が異なる。だから、本来であれば、二つの別の法律の立法によって、二つの審議会を設置する必要があったのではないだろうか。

★法務省人権擁護推進審議会²⁶の混乱

●人権擁護推進室の最終答申に見る混乱

審議の前提となる事項、すなわち、法務省人権擁護局の活動に関する問題とパリ原則に見る国連の要求に関する問題が全く異なることを理解できないままに、審議会は、混乱した審議に基いて、最終答申を出してしまっ

ゝ理する。

審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

26 法務省人権擁護推進審議会https://xn--11moj-j2lj.go.jp/shingil/shingikai_jinken.html 2024年11月8日閲覧

た。筆者は、そのような混乱が起きた原因は、翻訳の問題にあったと考える。

●最終答申の混乱²⁷

最終答申は、冒頭の第1で、以下のように述べている。

第1 調査審議の対象とその経過

〈1〉 人権擁護推進審議会（以下「本審議会」という。）は、平成11年7月に、人権教育・啓発の在り方に関する諮問第1号について答申した後、同年9月以降、諮問第2号である「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について、本格的な調査審議を行ってきた。

諮問第2号の下での本審議会の任務は、人権侵害の被害者の救済のために法務省の人権擁護機関がこれまで行ってきた取組を踏まえ、被害者救済に関する施策をより充実させるという観点から、行政機関による人権救済のための基本的な仕組み、すなわち人権救済制度の在り方について提言することである。特に、各国の取組等国際的な潮流も視野に入れつつ、我が国における人権侵害の現状と救済の実情を踏まえて、新たな人権救済制度の在り方を示すことが求められている。

ここで読者に注意していただきたいのは、答申が「諮問第2号の下での本審議会の任務は、人権侵害の被害者の救済のために法務省の人権擁護機関がこれまで行ってきた取組を踏まえ、被害者救済に関する施策をより充

27 人権救済制度の在り方について（答申）

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_010525_010525.html 2024年11月8日
閲覧

実させるという観点から、行政機関による人権救済のための基本的な仕組み、すなわち人権救済制度の在り方について提言することである。」と言っている点である。

この答申の骨子は、①「人権侵害の被害者の救済のために法務省の人権擁護機関がこれまで行ってきた取組を踏まえ、」②「行政機関による人権救済のための基本的な仕組み、すなわち人権救済制度の在り方について提言すること」と言う。

この答申は、法務省の人権擁護機関は、憲法上の人権（米語では、「civil rights」の実現を任務としていること）を前提として、行政機関による憲法上の人権救済制度の在り方を提言しようとしていることを確認しておきたい。

そのうえで最終答申は、審議会がどのような調査をしたのかについて、以下のように述べている。

〈2〉 本審議会では、これに応えるため、平成10年3月に人権救済制度検討準備委員会を設置して、各国の人権救済に関する取組や我が国の裁判外紛争処理制度（ADR）等についての基礎的な調査を開始した。諮問第2号に関する本格的な調査審議を開始した平成11年9月からは、改めて各種人権課題に関する関係団体からのヒアリングを実施するとともに、救済にかかわる各種制度等に関して関係行政機関から説明を聴取するなどして、国内における人権侵害の現状と救済の実情の把握に努め、これらに対する理解を深めた。さらに、北米、欧州4か国にわたる海外調査の実施等により、広く諸外国の人権救済に関する取組についても認識を深めてきた。

昨年4月からは、これらの基礎的調査の成果を参照しつつ、救済の理念と対象、救済の措置、調査手続・権限、救済機関の組織体制の4つの柱を中心に、論点の整理を行った上、これを基に9月以降

議論を進め、11月に中間取りまとめを公表して、広く一般の方々の意見を求めた。本年2月からは、各方面から寄せられた様々な意見を踏まえつつ、慎重な調査審議を重ね、この答申に至ったものである。

これを見ると、審議会は、諸外国の国内法を調査したことを報告している。つまり、各国の憲法以下の法令との比較法的な調査をしたのである。これは有意義なことと思われるが、厳密に言えば、各国の国内法、たとえば、米国法の場合であれば、国内の人権「civil rights」の実現のための法制度を研究したことになる。ここには、国際法の調査は含まれない。

そのうえで、審議会は、国際法についても調査を行った。それについては、以下のように述べている。

〈4〉 人権救済にかかわる世界の潮流に目を向けると、人権諸条約に基づく各種委員会の活動や、欧州等における地域的な人権保障の枠組みに基づく取組等に加え、近時、人権救済をその重要な任務の一つとする国内人権機構（注2）の整備の動きが活発化しつつある。国際連合（以下「国連」という。）総会で採択された「国内機構の地位に関する原則」（いわゆるバリ原則）（注3）や国連人権センター作成の「国内人権機構：人権の促進と擁護のための国内機構の設立と強化に関するハンドブック」（注4）は、国内人権機構の整備に指針やモデルを提供するものであり、各国における実際の取組（別添参考資料7参照）と並んで、我が国における人権救済制度の在り方を考える上でも貴重な資料である。本審議会も、これらの国際的潮流を十分視野に置いて審議を行ってきたものである。

（注2）国内人権機構

“national human rights institution”の訳語（国内人権機関と訳されることもある。）。明確な定義はないが、人権擁護に係る一定の活動を行っている特別の政府機関等を指している例が多い。「国内人権機構：人権の促進と擁護のための国内機構の設立と強化に関するハンドブック」（注4参照）においては、「憲法又は法令に基づき、政府によって設立された機関で、人権の促進と擁護に関し、その機能が明確に定められているもの」と定義されている。

（注3）「国内機構の地位に関する原則」（いわゆるパリ原則）

1991年（平成3年）、国連人権委員会の決議に基づいてパリで開かれた第1回国内機構ワークショップ（我が国も参加）において採択され、1993年（平成5年）、国連総会でも附属文書として採択された原則で、国内人権機構の権限・責務、構成等についての指針を提供している（詳細については、別添参考資料5参照）。

（注4）「国内人権機構：人権の促進と擁護のための国内機構の設立と強化に関するハンドブック」

1995年（平成7年）、国連人権センター（現国連人権高等弁務官事務所）が、国内人権機構の設置や強化を考えている諸国のためのガイドラインとして発行したもので、国内人権機構が実効的に機能するための要素等を示している（その要点については、別添参考資料6参照）。

最終答申は、「人権救済にかかわる世界の潮流に目を向けると、人権諸条約に基づく各種委員会の活動や、欧州等における地域的な人権保障の枠組みに基づく取組等に加え、近時、人権救済をその重要な任務の一つとする国内人権機構（注2）の整備の動きが活発化しつつある。国際連合（以下「国連」という。）総会で採択された「国内機構の地位に関する原則」（いわゆるパリ原則）（注3）」にも、「世界の潮流」として目を向けている。

この点は、当然のことなのだが、国内機関についてもパリ原則についても、「人権救済に関わる」として憲法上の権利と同じ「人権」と言う翻訳語を用いたことに混乱の原因があった。

★審議会の混乱の原因

ここに審議会の混乱の原因を見出すことができる。実は、ここで、「人権」と翻訳されている言葉の英文原文は、「human rights」であって、「civil rights」とは違う権利なのである。

パリ原則の英文原文【資料1】をみる限りでは、誤解は起きない。権利については、すべてが「human rights」と書かれているからである。

ところが、審議会に配布された法務省によるパリ原則の翻訳【資料2】（上記の最終答申の注2）をみると、この日本語版パリ原則（法務省訳）では、英文の「human rights」（国際法によって保障されている権利）はすべて「人権」と翻訳されている。

法務省翻訳【資料2】から見ると、パリ原則の冒頭部分は、下記のとおりである。すなわち、

権限及び責務

- 1 国内機構には、人権を促進し、擁護する権限が付与されるものとする。

そのため、憲法によって保障されている国内法上の権利である「人権」と国際法によって保障されている「human rights」の区別がつかなくなってしまった。ヒューマンライツは不可視化されて、埋もれてしまったのである。

そのためにパリ原則が求めているものがなにかについて誤解が起き、審

議は混乱してしまった。ここに根本的な誤りの原因があった。

法務省人権擁護局は、日本国内法上、「人権を促進し保護する権限を付与され」ている。この場合、「人権」は国内法である憲法（第3章）上の権利である。これでは、この法務省訳の日本語【資料2】（「human rights」を人権と翻訳している）から見る限りは、法務省人権擁護局制度がパリ原則に合格した国内機関のように読めてしまうのである。

●はたしてそれでよいのだろうか？

まず、法務省翻訳のパリ原則【資料2】は、国連総会決議（英文）【資料1】の「human rights」をすべて「人権」と翻訳してしまっていることを確認しておきたい。筆者は、法務省が翻訳したこのパリ原則【資料2】は、パリ原則が求める真の要求を正確に伝える日本語になっていないと考える。

このような誤解にもとづく翻訳を配布されたのでは、審議会の議論が混乱してしまったのは無理がなかったのではないだろうか。

●なぜだろうか？

正確に検討してほしいのだが、法務省人権擁護局が付与されている権限は、国内法である憲法第3章にいう「国民の権利」を基準とすることである。憲法上の「人権」を実現するための権限しか付与されていない。

この制度自体は国内法上重要ではあるが、実は、パリ原則には適合しないのである。

つまり、このように設計された機関は、国際法上の「human rights」を実現するための機関ではありえないのである。扱う権利に関する権限も、職務上の責務も全く違うからである。

さらに、英文のパリ原則【資料1】には、「civil rights」という言葉は一切書かれていない。戦前の宮沢教授たちの岩波書店による法律用語辞典（龍法 '25）57-4, 372（1018）

【図6】の「人権」は上記したとおり、英語では「civil rights」を意味する概念だった【図5】。だから、日本語の「人権」と翻訳すべき部分はパリ原則には存在しないはずなのである。

筆者は、国連総会決議（英文）【資料1】の「human rights」をすべてカタカナ日本語である「ヒューマンライツ」と翻訳すべきだと考えている。そのような考え方に基づいて、法務省訳のパリ原則【資料2】の「人権」をすべて「ヒューマンライツ」と置き換えて、筆者訳のパリ原則【資料3】を作ってみた。

そうすると、パリ原則の冒頭部分は、前記したように、以下のようになって、独自の権利として可視化される。

再度くりかえすが、英文は、

Competence and responsibilities

1. A national institution shall be vested with competence to promote and protect human rights.

となっている。

「権限及び責務」に関するこの部分をどう翻訳するかが運命の分かれ道になる。筆者は以下のように翻訳すべきだと考える。

「権限及び責務」

1. 国内機関は、ヒューマンライツを促進し保護する権限を与えられねばならない。

ここでいう「ヒューマンライツ」は、国際法によって保障されている権利であって、国内法である憲法によって保障されている「人権」とは全く

違う権利なのである。

繰り返すが、「ヒューマンライツ」は、憲法など国内法によって保障される「人権」とは本質的に異なり、国連憲章以下の国際法によって保障される新しい権利である。「ヒューマンライツ」の規定も実現の方法（手続）も、憲法上の「人権」の規定と実現の手続きとは異なる。だから、パリ原則による国内機関は、国際法上の「ヒューマンライツ」を国内で実施・実現するための機関でなくてはならないのである。

そうすると、法務省人権擁護局の活動（憲法第三章の権利を実現すること）では、パリ原則の要求（ヒューマンライツを実施・実現すること）を全く満たしていないことが理解できるであろう。結局、法務省の人権擁護局を法務省の外局に組織替えするというような小手先の制度改編ではパリ原則の求めに対応できないことがわかるだろう。

ところが、この国連決議の求めを理解することができないようになったのは、法務省によって誤って翻訳されたパリ原則の翻訳【資料2】が審議会に配布されてしまったことから起きた。その結果、審議会の審議は、大混乱してしまったのである。

そのような大混乱した審議のうえで出された答申もまた混乱したものとなるしかなかったのである。

★国会に提出された法案

下記の通り、三つの法案が国会に提案されたが、すべて廃案になった。その経過の詳細については、国立国会図書館・調査及び立法考査局行政法務課・小笠原美喜氏による「短報・新たな人権救済機関の設置をめぐる動向」²⁸が詳しく報告している。

28 国立国会図書館・調査及び立法考査局行政法務課・小笠原美喜「短報 新たな人権救済機関の設置をめぐる動向」国立国会図書館調査及び立法考査局レファレンス（2013年11月）、123-134頁。この小笠原氏「短報」の（表2）は、

①2002年「人権擁護法案」（閣法）

当初の法務省案²⁹は、上記審議会の答申に従って法務省により立案されたので、当然ながらヒューマンライツを実現するための国内機関とみなすことはできないものだった。この法案が立法されなかったことは幸いだった。「人権擁護法案」（平成14（2002）年3月、参議院に政府提出）は、平成15（2003）年10月の衆議院解散に伴い廃案となった。

②野党時代の民主党による議員立法の提案

「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」³⁰（平成17（2005）年8月、民主党提出）は、同月の衆議院解散に伴い、廃案になった。

③民主党政権提案の「人権委員会設置法案」（閣法）

2009年9月政権交代が起き、民主党中心の政府が樹立された。民主党中心政権は、3年間しか政権を維持できなかったが、その間「人権委員会設置法案」³¹を立案し、国会に提出した。この法案も、2012年11月衆議院解散により廃案になった。

これら三つの法案をどのように評価すべきだろうか？

これらの法案は、いずれも仮に立法されていれば、憲法上の人権を実現

ㄨ 国連及び条約機関から日本政府に対する国内機関設置の勧告を報告している。

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8358454_po_075407.pdf?contentNo=1 2024年12月16日閲覧。

29 人権擁護法案

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/157/meisai/ml15703154056.htm> 2024年12月15日閲覧。

30 人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g16201033.htm 2024年12月15日閲覧。

31 人権委員会設置法案

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18109007.htm 2024年12月15日閲覧。

するための機関としては、一歩前進と評価されたかもしれない。しかし、筆者が注目しているのは、その権限がヒューマンライツの実現を含んでいなかった点である。

各法案を見てみよう。

①では、機関の責務及び権限の法的根拠は、

（国の責務）

第四条 国は、基本的人権の享有と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有する

②では、機関の責務及び権限の法的根拠は、

（国の責務）

第四条 国は、基本的人権の享有と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

③では、機関の責務及び権限の法的根拠は、

（国の責務）

第三条 国は、基本的人権の享有と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

とそれぞれ提案されていた。三つの法案が定めていた国内機関の法的責務（国の責務）は、全く同文であり、憲法上の「人権」を実現することに限

定されていたのである。民主党が関わった②③の法案でも、当初の審議会における大混乱は、全く解消していなかった。

そうであるから、これら三つの法案は、「ヒューマンライツ」を実現する責務及び権限を求めるパリ原則に沿ったものではなかったことは明らかである。これは致命的な限界というべきである。

念のために、三度目の確認だが、パリ原則（筆者翻訳の【資料3】）は、

「権限及び責務」

1. 国内機関は、ヒューマンライツを促進し保護する権限を与えられねばならない。

と定めている。

上記三つの立法の提案は、国内法である憲法上の人権の実現のための機関を創設する提案に過ぎず、パリ原則の「権限及び責務」1. が求めるような国際法上のヒューマンライツの国内実施・実現のための機関創設の提案とはなっていない。これでは、パリ原則に沿っている法案と評価することはできない。

ところが、これら三つの法案に対しては、「政府からの独立」というパリ原則の一部にもとづく批判はなされたことはあっても、ヒューマンライツを国内実施・実現するための権限も視点も欠けていた点についての批判はこれまで見当たらなかった。

具体的に言えば、第一に、憲法98条2項（国際法の遵守）にかかわる権限及び責務の定めがない。第二に、国連憲章をはじめ、批准済みのヒューマンライツ条約（国際法上法的に日本国を拘束している）を実現する権限及び責務についての定めもない。第三に、批准済みのヒューマンライツ条約機関の勧告（報告制度上の勧告及び個人通報権に関する決定）を国内実

施・実現するための権限及び責務についても全く何の規定もおかれていない。

念のために、【資料3】のパリ原則（筆者訳）の国内機関の権限及び責務に関する1、2、3を一読していただきたい。上記した国際法上のヒューマンライツ（憲法上の人権ではない）の国内実施のために、国内機関が付与されることを期待される具体的な職務権限が詳細に列挙されている

これまでに国会に提案された三つの法案は、このような権限及び責務を全く含んでいない。これでは、「国内機関は、ヒューマンライツを促進し保護する権限を与えられねばならない。」というパリ原則が求める「権限及び責務」に沿った法案とはなっていないと言わざるを得ない。致命的な欠陥法案と言わざるを得ない。

★日弁連の取り組みについて：検討課題

国内機関についての日弁連の提言を知るには、日弁連のホームページ掲載の「政府から独立した人権機関の設立に向けた取組（政府から独立した人権機関実現委員会）」³²を見ることが適当であろう。

これを見ても、政府からの独立性に関してパリ原則に言及しているだけで、国内機関の「権限及び責務」の上記パリ原則の要求については、全く言及がない。

残念ながら、日弁連も国際法上の「human rights」（ヒューマンライツ）を「人権」と翻訳してしまった日本政府の誤った認識に巻き込まれてしまったのではないだろうか。そのために、「ヒューマンライツ」は不可

32 https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/human_rights_organization.html

政府から独立した人権機関の設立に向けた取組（政府から独立した人権機関実現委員会）

2024年12月13日閲覧。

視化され、埋もれてしまった。残念ながら、日弁連関係者も、国内法上の人権が国際法上の「ヒューマンライツ」と異なることを認識することが困難になり、法認識の混乱から脱することができていないのだと思われる。

★まとめ

国内機関（NHRIs）の名称の検討は、重要である。そのことに、日弁連が最近注目しはじめたことは幸いである。今のところは、「政府から独立した人権機関」という翻訳を採用しようとしているように見える。しかし、「human rights」を「人権」と翻訳しているために、この名称では、国内機関の性格を正確に表現したことにはならない。この際、もう一步考察を進めて、N H R I sの翻訳を、「ヒューマンライツを実現する国内機関」あるいは、「国内ヒューマンライツ機関」とすることを検討してはどうだろうか。パリ原則の要求を明確に認識することができるようになるはずである。

日本の法律家がこの問題を検討するためには、ある程度の時間を要すると思う。しかし、これこそがヒューマンライツの実現のために必ず克服しなければならない関門なのである。

【資料 1】

Principles relating to the Status of National Institutions (The Paris Principles)

ADOPTED 20 December 1993 BY General Assembly resolution 48/134

Table of Contents

Competence and responsibilities

Composition and guarantees of independence and pluralism

Methods of operation

Additional principles concerning the status of commissions with quasi-judicial competence

Competence and responsibilities

1. A national institution shall be vested with competence to promote and protect human rights.

2. A national institution shall be given as broad a mandate as possible, which shall be clearly set forth in a constitutional or legislative text, specifying its composition and its sphere of competence.

3. A national institution shall, inter alia, have the following responsibilities:

(a) To submit to the Government, Parliament and any other competent body, on an advisory basis either at the request of the authorities concerned or through the exercise of its power to hear a matter without higher referral, opinions, recommendations, proposals and reports on any matters concerning the promotion and protection of human rights; the national institution may decide to publicize them;

these opinions, recommendations, proposals and reports, as well as any prerogative of the national institution, shall relate to the following areas:

(b) To promote and ensure the harmonization of national legislation, regulations and practices with the international human rights instruments to which the State is a party, and their effective implementation;

(c) To encourage ratification of the above-mentioned instruments or accession to those instruments, and to ensure their implementation;

(d) To contribute to the reports which States are required to submit to United Nations bodies and committees, and to regional institutions, pursuant to their treaty obligations and, where necessary, to express an opinion on the subject, with due respect for their independence;

(e) To cooperate with the United Nations and any other organization in the United Nations system, the regional institutions and the national institutions of other countries that are competent in the areas of the protection and promotion of human rights;

(f) To assist in the formulation of programmes for the teaching of, and research into, human rights and to take part in their execution in schools, universities and professional circles;

(g) To publicize human rights and efforts to combat all forms of discrimination, in particular racial discrimination, by increasing public awareness, especially through information and education and by making use of all press organs.

Composition and guarantees of independence and pluralism

1. The composition of the national institution and the appointment of its members, whether by means of an election or otherwise, shall be established in accordance with a procedure which affords all necessary

guarantees to ensure the pluralist representation of the social forces (of civilian society) involved in the protection and promotion of human rights, particularly by powers which will enable effective cooperation to be established with, or through the presence of, representatives of:

(a) Non-governmental organizations responsible for human rights and efforts to combat racial discrimination, trade unions, concerned social and professional organizations, for example, associations of lawyers, doctors, journalists and eminent scientists;

(b) Trends in philosophical or religious thought;

(c) Universities and qualified experts;

(d) Parliament;

(e) Government departments (if these are included, their representatives should participate in the deliberations only in an advisory capacity) .

2. The national institution shall have an infrastructure which is suited to the smooth conduct of its activities, in particular adequate funding. The purpose of this funding should be to enable it to have its own staff and premises, in order to be independent of the Government and not be subject to financial control which might affect its independence.

3. In order to ensure a stable mandate for the members of the national institution, without which there can be no real independence, their appointment shall be effected by an official act which shall establish the specific duration of the mandate. This mandate may be renewable, provided that the pluralism of the institution's membership is ensured.

Methods of operation

Within the framework of its operation, the national institution shall:

(a) Freely consider any questions falling within its competence,

whether they are submitted by the Government or taken up by it without referral to a higher authority, on the proposal of its members or of any petitioner,

(b) Hear any person and obtain any information and any documents necessary for assessing situations falling within its competence;

(c) Address public opinion directly or through any press organ, particularly in order to publicize its opinions and recommendations;

(d) Meet on a regular basis and whenever necessary in the presence of all its members after they have been duly concerned;

(e) Establish working groups from among its members as necessary, and set up local or regional sections to assist it in discharging its functions;

(f) Maintain consultation with the other bodies, whether jurisdictional or otherwise, responsible for the promotion and protection of human rights (in particular, ombudsmen, mediators and similar institutions) ;

(g) In view of the fundamental role played by the non-governmental organizations in expanding the work of the national institutions, develop relations with the non-governmental organizations devoted to promoting and protecting human rights, to economic and social development, to combating racism, to protecting particularly vulnerable groups (especially children, migrant workers, refugees, physically and mentally disabled persons) or to specialized areas.

Additional principles concerning the status of commissions with quasi-jurisdictional competence

A national institution may be authorized to hear and consider complaints and petitions concerning individual situations. Cases may be brought before it by individuals, their representatives, third parties, non-

governmental organizations, associations of trade unions or any other representative organizations. In such circumstances, and without prejudice to the principles stated above concerning the other powers of the commissions, the functions entrusted to them may be based on the following principles:

(a) Seeking an amicable settlement through conciliation or, within the limits prescribed by the law, through binding decisions or, where necessary, on the basis of confidentiality;

(b) Informing the party who filed the petition of his rights, in particular the remedies available to him, and promoting his access to them;

(c) Hearing any complaints or petitions or transmitting them to any other competent authority within the limits prescribed by the law;

(d) Making recommendations to the competent authorities, especially by proposing amendments or reforms of the laws, regulations and administrative practices, especially if they have created the difficulties encountered by the persons filing the petitions in order to assert their rights.

<https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/principles-relating-status-national-institutions-paris>

2024年11月11日閲覧

【資料2】

国内機構の地位に関する原則（パリ原則）

権 限 及 び 責 務

1 国内機構には、人権を促進し、擁護する権限が付与されるものとする。

2 国内機構には、できるだけ広範な任務が与えられるものとし、その任務は、機構の構成及び権限の範囲を定める憲法又は法律に明確に規定されるものとする。

3 国内機構は、特に、次の責務を有するものとする。

(a) 政府、議会及び権限を有する他のすべての機関に対し、人権の促進及び擁護に関するすべての事項について、関係当局の要請に応じ、又は、上位機関に照会せずに問題を審理する権限の行使を通じて、助言を与えるという立場から、意見、勧告、提案及び報告を提出すること。国内機構は、これらの公表を決定することができる。これらの意見、勧告、提案及び報告は、国内機構のあらゆる特権と同様に、以下の分野に関連するものとする。

(i) 人権擁護の維持及び拡張を目的とするすべての法規定又は行政規定並びに司法機関に関する規定。この関係で、国内機構は、法案や提案と同様に、現行の法律や行政規定を審査し、これらの規定を人権の基本原則に確実に適合させるために適当と考える勧告を行うものとする。必要な場合には、国内機構は、新しい法律の採択、現行の法律の改正及び行政施策の採用又は修正を勧告するものとする。

(ii) 自ら取り上げることを決めたあらゆる人権侵害の状況。

(iii) 人権一般に係る国内の状況及びより具体的な問題に関する報告書の作成。

(iv) 国内で人権が侵害されている地域の状況について政府の注意を促し、そのような状況を終結させるためにイニシアティブをとるよう要請し、必要な場合には政府の立場や対応について意見を表明すること。

(b) 当該国家が締約国となっている国際人権条約と国内の法律、規則及び実務との調和並びに条約の効果的な実施を促進し確保すること。

(c) 上述の条約の批准又は承認を促し、その実施を確保すること。

(d) 国が条約上の義務に従って、国連の機関や委員会、又は地域機構に提出を求められている報告書に貢献すること。必要な場合には、機構の独立性にしかるべき注意を払いながらもその問題について意見を表明すること。

(e) 国連及び他の国連機構の組織並びに人権の促進及び擁護の分野において権限を有する地域機構及び他国の国内機構と協力すること。

(f) 人権の教育や研究のためのプログラムの策定を援助し、学校、大学及び職業集団におけるそれらの実施に参加すること。

(g) 特に情報提供と教育を通じ、そしてすべての報道機関を活用することによって、国民の認識を高め、人権とあらゆる形態の差別、特に人種差別と闘う努力とを宣伝すること。

構成並びに独立性及び多様性の保障

1 国内機構の構成とそのメンバーの任命は、選挙によると否とにかかわらず、人権の促進及び擁護にかかわる（市民社会の）社会的諸勢力からの多元的な代表を確保するために必要な担保をすべて備えた手続に従った方法でなされなければならない。特に、それは、次に掲げるものの代表者との間に効果的な協力関係を築くことを可能にする社会的勢力によって、又は次に掲げるものの代表者を参加させて、行われなければならない。

(a) 人権と人種差別と闘う努力とを責務とするNGO、労働組合、例え

ば弁護士会、医師会、ジャーナリスト協会、学術会議のような関係社会組織や専門家組織

- (b) 哲学又は宗教思想の潮流
- (c) 大学及び資格を有する専門家
- (d) 議会
- (e) 政府の省庁（これが含まれる場合、その代表は助言者の資格においてのみ審議に参加すべきである。）

2 国内機構は、活動の円滑な運営にふさわしい基盤、特に十分な財政的基盤を持つものとする。この財政基盤の目的は、国内機構が政府から独立し、その独立に影響を及ぼすような財政的コントロールに服することのないように、国内機構が独自の職員と事務所を持つことを可能にすることである。

3 機構のメンバーに対して実際の独立性に不可欠な安定した権限を保障するため、メンバーの任命は、一定の任期を定めた公的行為によりなされるものとする。機構のメンバーの多様性が確保されているならば、任期は更新することができる。

活 動 の 方 法

国内機構は、その活動の枠組みの中で、

(a) 政府からの付託か、上位機関に対する照会なしに自ら取り上げたかにかかわらず、構成メンバー又は申立人の申出により、その権限内の問題を自由に検討する。

(b) 権限の範囲内の状況を評価するのに必要であれば、いかなる者からも聴取し、いかなる情報や文書をも入手する。

(c) 特に、機構の意見及び勧告を公表するため、直接又は報道機関を通じて、世論に働きかける。

(d) 定期的に、また必要な場合はいつでも、正式な招集手続を経た上、すべてのメンバーの出席の下に会合を開く。

(e) 必要に応じてメンバーによるワーキンググループを設置し、機構の機能の履行を補助するために、地方又は地域事務所を設ける。

(f) 管轄を有するか否かにかかわらず、人権の促進及び擁護の責務を有する組織（特にオンブズマン、調停人及び同種の機構）との協議を継続する。

(g) 国内機構の活動の拡充において非政府組織が果たす基本的な役割を考慮して、人権の促進及び擁護、経済的、社会的な発展、人種差別主義との闘い、被害を受けやすい集団（特に子ども、移住労働者、難民、身体的・精神的障害者）の擁護並びに専門分野に取り組んでいるNGOとの関係を発展させる。

準司法的権限を有する委員会の地位に関する補充的な原則

国内機構に対しては、個別の状況に関する申立てないし申請を審理し、検討する権限を与えることができる。国内機構の扱う事件は、個人、個人の代理人、第三者、NGO、労働組合の連合会及びその他の代表制組織が持ち込むことができる。この場合、機構に委ねられた機能は、委員会の他の権限に関する上記の原則を変更することなく、以下の原則に基づくことができる。

(a) 調停により、又は法に規定された制約の範囲内で、拘束力のある決定によって、また必要な場合には非公開で、友好的な解決を追求すること。

(b) 申請を行った当事者に対し、その者の権利、特に利用可能な救済を教示し、その利用を促進すること。

(c) 法に規程された制約の範囲内で、申立てないし申請を審理し、又
(龍法 '25) 57-4, 388 (1034)

はそれらを他の権限ある機関に付託すること。

（d）特に、法律、規則、行政実務が、権利を主張するために申請を提出する人々が直面する困難を生じさせてきた場合には、特にそれらの修正や全面改正を提案することによって、権限ある機関に勧告を行うこと。

（注）国連人権委員会決議1992年3月3日1992/54附属文書（経済社会理事会公式記録1992年補足No.2（E/1992/22）第Ⅱ部第A節）、総会決議1993年12月20日48/134附属文書

法務省作成参考資料5

https://www.moj.go.jp/shingil/shingi_010525_refer05.html

2024年11月12日閲覧

【資料3】

国内機構の地位に関する原則（パリ原則）【但し、筆者が法務省資料の「人権」を「ヒューマンライツ」に変換したもの】

権 限 及 び 責 務

1 国内機構には、ヒューマンライツを促進し、擁護する権限が付与されるものとする。

2 国内機構には、できるだけ広範な任務が与えられるものとし、その任務は、機構の構成及び権限の範囲を定める憲法又は法律に明確に規定されるものとする。

3 国内機構は、特に、次の責務を有するものとする。

(a) 政府、議会及び権限を有する他のすべての機関に対し、ヒューマンライツの促進及び擁護に関するすべての事項について、関係当局の要請に応じ、又は、上位機関に照会せずに問題を審理する権限の行使を通じて、助言を与えるという立場から、意見、勧告、提案及び報告を提出すること。国内機構は、これらの公表を決定することができる。これらの意見、勧告、提案及び報告は、国内機構のあらゆる特権と同様に、以下の分野に関連するものとする。

(i) ヒューマンライツ擁護の維持及び拡張を目的とするすべての法規定又は行政規定並びに司法機関に関する規定。この関係で、国内機構は、法案や提案と同様に、現行の法律や行政規定を審査し、これらの規定をヒューマンライツの基本原則に確実に適合させるために適当と考える勧告を行うものとする。必要な場合には、国内機構は、新しい法律の採択、現行の法律の改正及び行政施策の採用又は修正を勧告するものとする。

(ii) 自ら取り上げることを決めたあらゆるヒューマンライツ侵害の情況。

(iii) ヒューマンライツ一般に係る国内の情况及びより具体的な問題に関する報告書の作成。

(iv) 国内でヒューマンライツが侵害されている地域の状況について政府の注意を促し、そのような状況を終結させるためにイニシアティヴをとるよう要請し、必要な場合には政府の立場や対応について意見を表明すること。

(b) 当該国家が締約国となっている国際ヒューマンライツ条約と国内の法律、規則及び実務との調和並びに条約の効果的な実施を促進し確保すること。

(c) 上述の条約の批准又は承認を促し、その実施を確保すること。

(d) 国が条約上の義務に従って、国連の機関や委員会、又は地域機構に提出を求められている報告書に貢献すること。必要な場合には、機構の独立性にしかるべき注意を払いながらもその問題について意見を表明すること。

(e) 国連及び他の国連機構の組織並びにヒューマンライツの促進及び擁護の分野において権限を有する地域機構及び他国の国内機構と協力すること。

(f) ヒューマンライツの教育や研究のためのプログラムの策定を援助し、学校、大学及び職業集団におけるそれらの実施に参加すること。

(g) 特に情報提供と教育を通じ、そしてすべての報道機関を活用することによって、国民の認識を高め、ヒューマンライツとあらゆる形態の差別、特に人種差別と闘う努力とを宣伝すること。

構成並びに独立性及び多様性の保障

1 国内機構の構成とそのメンバーの任命は、選挙によると否とにかかわらず、ヒューマンライツの促進及び擁護にかかわる（市民社会の）社会

的諸勢力からの多元的な代表を確保するために必要な担保をすべて備えた手続に従った方法でなされなければならない。特に、それは、次に掲げるものの代表者との間に効果的な協力関係を築くことを可能にする社会的勢力によって、又は次に掲げるものの代表者を参加させて、行われなければならない。

(a) ヒューマンライツと人種差別と闘う努力とを責務とするNGO、労働組合、例えば弁護士会、医師会、ジャーナリスト協会、学術会議のような関係社会組織や専門家組織

(b) 哲学又は宗教思想の潮流

(c) 大学及び資格を有する専門家

(d) 議会

(e) 政府の省庁（これが含まれる場合、その代表は助言者の資格においてのみ審議に参加すべきである。）

2 国内機構は、活動の円滑な運営にふさわしい基盤、特に十分な財政的基盤を持つものとする。この財政基盤の目的は、国内機構が政府から独立し、その独立に影響を及ぼすような財政的コントロールに服することのないように、国内機構が独自の職員と事務所を持つことを可能にすることである。

3 機構のメンバーに対して実際の独立性に不可欠な安定した権限を保障するため、メンバーの任命は、一定の任期を定めた公的行為によりなされるものとする。機構のメンバーの多様性が確保されているならば、任期は更新することができる。

活 動 の 方 法

国内機構は、その活動の枠組みの中で、

(a) 政府からの付託か、上位機関に対する照会なしに自ら取り上げた

かにかかわらず、構成メンバー又は申立人の申出により、その権限内の問題を自由に検討する。

(b) 権限の範囲内の状況を評価するのに必要であれば、いかなる者からも聴取し、いかなる情報や文書をも入手する。

(c) 特に、機構の意見及び勧告を公表するため、直接又は報道機関を通じて、世論に働きかける。

(d) 定期的に、また必要な場合はいつでも、正式な招集手続を経た上、すべてのメンバーの出席の下に会合を開く。

(e) 必要に応じてメンバーによるワーキンググループを設置し、機構の機能の履行を補助するために、地方又は地域事務所を設ける。

(f) 管轄を有するか否かにかかわらず、ヒューマンライツの促進及び擁護の責務を有する組織（特にオンブズマン、調停人及び同種の機構）との協議を継続する。

(g) 国内機構の活動の拡充において非政府組織が果たす基本的な役割を考慮して、ヒューマンライツの促進及び擁護、経済的、社会的な発展、人種差別主義との闘い、被害を受けやすい集団（特に子ども、移住労働者、難民、身体的・精神的障害者）の擁護並びに専門分野に取り組んでいるNGOとの関係を発展させる。

準司法的権限を有する委員会の地位に関する補充的な原則

国内機構に対しては、個別の状況に関する申立てないし申請を審理し、検討する権限を与えることができる。国内機構の扱う事件は、個人、個人の代理人、第三者、NGO、労働組合の連合会及びその他の代表制組織が持ち込むことができる。この場合、機構に委ねられた機能は、委員会の他の権限に関する上記の原則を変更することなく、以下の原則に基づくことができる。

(a) 調停により、又は法に規定された制約の範囲内で、拘束力のある決定によって、また必要な場合には非公開で、友好的な解決を追求すること。

(b) 申請を行った当事者に対し、その者の権利、特に利用可能な救済を教示し、その利用を促進すること。

(c) 法に規程された制約の範囲内で、申立てないし申請を審理し、又はそれらを他の権限ある機関に付託すること。

(d) 特に、法律、規則、行政実務が、権利を主張するために申請を提出する人々が直面する困難を生じさせてきた場合には、特にそれらの修正や全面改正を提案することによって、権限ある機関に勧告を行うこと。

(注) 国連ヒューマンライツ委員会決議1992年3月3日1992/54附属文書
(経済社会理事会公式記録1992年補足No.2 (E/1992/22) 第Ⅱ部第A節)、
総会決議1993年12月20日48/134附属文書

法務省作成参考資料5 (下記URL) から筆者が作成

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_010525_refer05.html

2024年11月12日閲覧